労災保険給付等一覧

保険給付の種類		こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養（補償）給付		業務災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）	必要な療養の給付※	
		業務災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）	必要な療養の費用の支給※	
休業（補償）給付		業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60％相当額	（休業特別支給金） 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20％相当額
障害（補償）給付	障害（補償）年金	業務災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第１級から第７級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 第１級　313日分　第６級　156日分 第２級　277日分　第７級　131日分 第３級　245日分 第４級　213日分 第５級　184日分	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 （障害特別年金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害（補償）一時金	業務災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第８級から第14級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 第８級　503日分　第13級　101日分 第９級　391日分　第14級　56日分 第10級　302日分 第11級　223日分 第12級　156日分	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 （障害特別一時金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族（補償）給付	遺族（補償）年金	業務災害または通勤災害により死亡したとき	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金 １人　153日分 ２人　201日分 ３人　223日分 ４人以上　245日分	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別年金） 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族（補償）一時金	⑴　遺族（補償）年金を受け得る遺族がないとき ⑵　遺族（補償）年金を受けている人が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受け得る人がない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	給付基礎日額の1000日分の一時金（⑵の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額）	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円（⑴の場合のみ） （遺族特別一時金） 算定基礎日額の1000日分の一時金（⑵の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額）
葬祭料 葬祭給付		業務災害または通勤災害により死亡した人の葬祭を行うとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分）	

※療養のため通院したときは、通院費が支給される場合があります。

保険給付の種類	こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
傷病（補償）年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後１年６か月を経過した日または同日後において次の各号のいずれにも該当するとき ⑴　傷病が治癒（症状固定）していないこと ⑵　傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金 第１級　313日分 第２級　277日分 第３級　245日分	（傷病特別支給金） 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 （傷病特別年金） 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護（補償）給付	障害（補償）年金または傷病（補償）年金受給者のうち第１級の者または第２級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害の者であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、104,950円［105,130円］を上限とする）。 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が57,030円［57,110円］を下回る場合は57,030円［57,110円］。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、52,480円［52,570円］を上限とする）。 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が28,520円［28,560円］を下回る場合は28,520円［28,560円］。	
二次健康診断等給付 ※船員法の適用を受ける船員については対象外	事業主が行った直近の定期健康診断等（一次健康診断）において、次の⑴⑵のいずれにも該当するとき ⑴　血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはＢＭＩ（肥満度）の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されていること ⑵　脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること	二次健康診断および特定保健指導の給付 （1）二次健康診断 脳血管および心臓の状態を把握するために必要な、以下の検査 ①　空腹時血中脂質検査 ②　空腹時血糖値検査 ③　ヘモグロビンA_{1C}検査 （一次健康診断で行った場合には行わない） ④　負荷心電図検査または心エコー検査 ⑤　頸部エコー検査 ⑥　微量アルブミン尿検査 （一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性（±）または弱陽性（＋）である者に限り行う） (2) 特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導	

注）表中の金額等は、平成29年３月１日現在のものです。［　］の額は平成29年４月１日改正予定額です。
このほか、社会復帰促進等事業として、アフターケア・義肢等補装具の費用の支給、外科後処置、労災就学等援護費、休業補償特別援護金等の支援制度があります。詳しくは、労働基準監督署にお問い合わせください。